

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は役職員が法令・定款及び社会規範を遵守することはもとより、透明性が高く、効率的で健全な経営に資する企業統治を実現する体制の構築が重要であると考えております。また、適切な情報開示・積極的なIR活動にも努めてまいります。この基本的な考え方は、当社のみならず当社グループの他の会社にも共通したものであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小林 直人	370,000	9.69
小林 美子	316,300	8.28
エスシーエス株式会社	240,000	6.28
上竹 智久	202,000	5.29
上竹 智子	100,000	2.62
桑原 浩文	100,000	2.62
荒木 達弥	96,900	2.54
桑原 重善	84,000	2.20
株式会社ザイエンス	80,000	2.09
桑原 隆命	66,000	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 ———

親会社の有無 更新 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 マザーズ

決算期 更新 6 月

業種 更新 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

更新

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	7 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
若狭 博義	他の会社の出身者											○
今村 行夫	税理士											○
千田 喜之	税理士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若狭 博義	○	○	上場会社(医療産業株式会社 現株式会社MICメディカル)の取締役を歴任しております。	経理・財務を始めとして企業管理全般にわたる豊富な実務経験と知見を有しております。上場会社の管理役員として適時開示他コーポレート・ガバナンスの為の諸制度の立上げ実施経験も豊富であり、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たして頂けるものと判断し、社外取締役としております。
今村 行夫	○	○	税務会計事務所を開業しております。	当社の取締役及び監査役として職務を十分に果たしていた実績もあり、税理士としてのその専門的見地から税務会計に関して高い実績を上げており、当社経営の妥当性・適正性を確

				保するための役割を果たして頂けると判断して社外取締役としております。
千田 喜之	○	○	税務会計事務所を開業しております。	企業の税務業務全般にわたる豊富な実務経験と知見を有しております。税理士としてその専門的な見地から税務会計に関して高い実績を上げており、当社経営の妥当性、適正性を確保するための役割を果たして頂けると判断して社外取締役としております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#) あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 [更新](#)

当社の内部監査室に属するものが、監査等委員会の職務を補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

会計監査につきましては、清明監査法人を会計監査人に選任しております。会計監査業務を執行した公認会計士は今村 敬(監査年数1年)、櫻田 淳(監査年数1年)であります。また、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、その他2名であります。監査等委員会と会計監査法人の連携につきましては、第2四半期及び本決算期終了後、定期的に会計監査に関する意見交換と、内部監査を通じ、業務監査についても随時意見交換行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#) なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#) 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#) 実施していない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

将来的にストックオプション等も視野に入れ、多面的に検討を行う計画としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成27年6月期の取締役及び監査約の報酬額

取締役4名37,830千円

監査役4名 4,905千円

なお、個別の取締役報酬額の開示につきましては、今後検討を進めておりますが、現状において開示の予定はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会において業績および貢献度を考慮の上、各取締役会の報酬を決定している。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役には、取締役会開催時、事前に資料を配布すると共に監査等委員会事務局である内部監査室が社外取締役のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

定例の取締役会において法令及び定款で定められた事項及びその他の事項に関しても細かな報告を行うことにより、取締役相互の職務施行に関する監督を行っております。決議された業務執行に関する重要な事項については、管理者会議において、各部門責任者からの意見を取り入れながら議論・検討を行い、効率的な業務を執行しております。

内部監査担当者により当社グループの年間監査計画を立案し、代表取締役の承認を得て、当社グループ各部門の内部監査を実施しております。

その結果は、監査役および管理者会議に報告することで情報を共有し、必要に応じて業務の改善を図っております。

また、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の適正性を評価しております。監査役は、取締役の業務執行の妥当性や適正性を確認するため、取締役会での報告事項に加え、管理者会議への出席、事業所への往査を継続的に行うとともに代表取締役社長の経営方針や課題等について意見の徴収を行っております。また、重要な決裁資料及び関係資料に情報を共有する体制を構築しております。なお、平成27年9月24日開催の当社第42期定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しておりますので監査役制度を廃止しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は監査等委員会設置会社であり、現在の監査等委員全員が社外取締役であります。監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	業務プロセスの見直しと効率化により決算処理の早期化を図っております。
電磁的方法による議決権の行使	投資家や株主の皆様の利便性を高めるため今後の検討課題として認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を実施しております。全国各地での開催等により個人投資家へのIR活動を強化してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期の年1回、各事業年度における取り組みについて決算説明会を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	取締役会における重要な決定事項や発生事実等、TDnetにおいて開示された情報や決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等はすべて掲載しております。また、今後も電磁的な方法による議決権の行使や公告等、さらに充実を図ってまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では投資家や株主の皆様に当社事業の内容についてご理解を得られるよう、積極的なIR活動を行うことを目的として管理部にIR担当者を1名設置しております。投資家や株主に対して分かりやすい情報の開示に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	投資家や株主の皆様に対して公正で迅速な情報提供を行うため、ホームページや事業報告等における情報の内容充実に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

ア. 当社は、経営理念に基づき、企業理念規程、基本方針、社員心得(実施事項)による基本原則の順守が企業の存続、発展に必要不可欠であると認識しております。取締役および使用人が法令及び定款を順守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行する。

イ. 取締役会は、原則として月1回以上開催し、取締役間の情報共有を図るとともに、相互の職務遂行を監視・監督する。また、監査等委員会による職務執行の監査を受け、必要に応じて外部専門家の活用を図ること等により、法令及び定款に反する行為の未然防止に努める。

ウ. 取締役は、他の取締役及び使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

エ. 内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査担当者を置くとともに、取締役会及び管理者会議を通じて、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。

オ. 監査等委員会は、当社のコンプライアンス体制の整備・運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する重要な情報及び書面の取扱いは、法令及び社内規程に基づき、適切に保存する。これらの情報は、法令及び社内規則に従い、必要に応じて閲覧可能な状態で管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスクの分析及び検討を行い、全般的な事項については「リスク管理規程」に基づき、日常の事業活動における資金管理、資産運用、個別取引等については「与信管理規程」等に基づき、各部門において適切な管理体制を構築する。また、地震・洪水・事故・火災等の災害、役員・使用人の不適切な業務執行、基幹ITシステムの故障等のリスク発生時における損失の拡大を防止するとともに事業の継続性を確保するように努める。

d. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に基づき、定時取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令及び定款で定められた事項、その他重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに取締役相互の職務執行を監督する。決定事項については、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」及び責任権限を明確にする「職務権限規程」等の各規程に定める機関又は手続きに基づき職務を執行するとともに取締役会において報告を行い、進捗状況及び結果を検証する。

また、経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」に基づき、取締役会において当社グループの経営計画について、取り組み及び進捗状況を定期的に報告するものとする。

e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社及びその子会社からなる企業集団(以下「グループ会社」という。))における業務の適正を確保するため、各社が取締役及び使用人の行動指針となる行動規範や諸規定を定め、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。

イ. グループ会社の経営管理については、各社の自主性及び独立性を尊重しつつ、必要な助言・指導を行うことによりグループ会社の健全性及び効率性の向上を図る。

ウ. グループ会社における経営上の重要な事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の承認または当社への報告を求めるとともに、各社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。また、各社の事業運営やリスク管理体制などについて、各担当取締役が、総合的に助言・指導を行う。

エ. 取締役は、グループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

オ. グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、各社の取締役及び使用人は、当社内部監査担当者または監査等委員会に速やかに報告するものとする。監査等委員会は、改善策の策定を求めることができるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、反社会的勢力の定義を「暴力、威力と詐欺的手段を駆使し、経済的利益を追求する集団又は個人」とし、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求に対して一切の関係を排除することを基本方針としております。

また、反社会的勢力との関係遮断を徹底する為、反社会的勢力とは付き合わない旨を記載した基本方針を社内に掲示しております。さらに事業部では外部専門機関による情報と支援を得るための定期的な講習会の受講と情報交換会へ出席し、警察関係機関との連携を図っております。

万一、各部門に対して反社会的勢力から不当要求等が発生した場合は、組織全体での対応を基本とし、すみやかに所轄の警察へ通報し、本社管理部では、報告された内容について現状把握と事実関係等を調査し、その対策について、代表取締役社長と協議の上、必要に応じて顧問弁護士へ相談し、直接的な対応を行います。また、発生した事象については適宜、社内規則等に反映することとしております。

Vその他

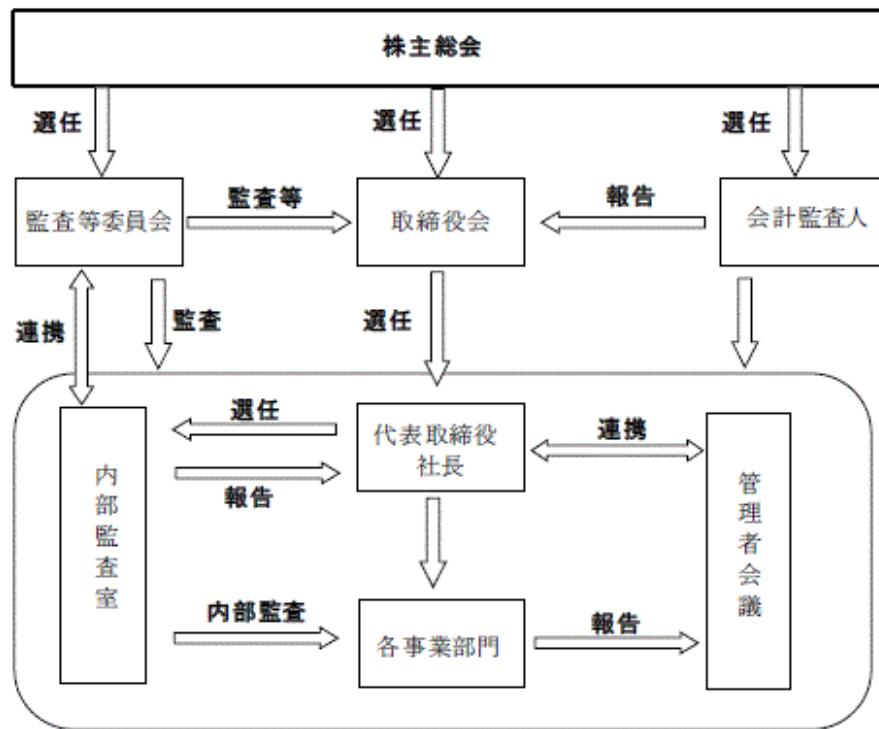
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	更新	なし
-------------	---------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

